

花巻市市民参画・協働推進委員会（第2回）【記録】

日 時 平成 22 年 11 月 4 日（木）午後 2 時～午後 4 時 10 分
場 所 花巻市役所本館 3 階 委員会室
出席者 委員 13 名（欠席 2 名）
内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 諮 問
4 協 議 （1）花巻市における協働のあり方について
（2）市民参画の評価について
5 閉 会

事務局(久保田 市民協働・男女参画推進課長補佐)以下、久保田補佐
(本日の出欠席の状況を確認後、第2回推進委員会の開会を宣言。)

議長(照井委員 長) こんにちは。本年度第2回目の委員会ということになりますが、本日は市のほうから諮問をいただきまして、その後、協議を進めて参りたいと思います。会議の時間は2時間。4時には終わりたいと考えております。ご協力お願いいたします。

久保田補佐 ありがとうございます。引き続き、照井委員長の進行でお願いいたします。

議 長 それでは、先ほど申し上げましたとおり、市のほうから諮問をいただきまして、その後、協議を進めて参りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

佐々木副市長 本日、大石市長が都合のため、出席できかねましたので、私、副市長の佐々木が代わって諮問書をお渡しいたしますことをお許しいただきたいと思います。

(諮問書を照井委員長へ交付)

久保田補佐 それでは、佐々木副市長は所用のため、ここで中座させていただきますので、ご了承願います。

佐々木副市長 大変申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、花巻市から「市と市民が共通の考えのもとに協働の推進を図る」そのための指針を策定するというので、策定に向けて皆様方からご意見を賜りながら、協議を進めて参りたいと思います。なお、この指針の協議と併せて、市民参画の評価もありますので、その部分の時間も取ることから協働の協議については3時50分を目処にしたいと思います。

今後、協働のあり方を協議するきっかけとして、事務局に資料を用意していただきましたので、これに基づき進めて参ります。なお、協働についてのイメージを持っていただいた後で、事例を基に、皆さんの普段の市民生活の中から感じておられることなど、事例に則した具体的な話し合いにしたいと考えております。

それでは、初めに事務局より指針の策定について、ご説明願います。

事務局(阿部市民協働・男女参画推進課長)以下、阿部課長

それでは、説明に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。
事前に送付しております資料1から資料3に加えまして、本日お配りいたしました協働事例でございます。

はじめに資料1の市民との協働指針の策定について説明させていただきます。

1として指針策定の趣旨について記述しておりますが、まちづくり基本条例の第14条におきまして、市の執行機関は、協働を推進するために必要な措置を講ずるものとされております。協働の推進に当たりましては、市民の皆さんと市の執行機関が共通の認識を持つことが重要であることから、そのための指針を策定しようとするものです。

次に2の指針の概要ですが、指針の意義といたしましては、市の執行機関と市民の協働を推進するうえでの基本的な考え方を示す指針と考えております。その構成につきましては、1点目として「市民との協働とは」ということで、まちづくり基本条例の第2条に協働の定義が示されておりますが、様々な協働の組合せの中の、市民と市の執行機関との協働について整理したいと考えております。

2点目の「協働の必要性」は、社会状況の変化によりまして市民ニーズも高まり、全てに市だけで対応していくことが難しい状況になっていることから、市民との協力により、効果的に進めていくというようなことを整理したいと考えています。

3点目の「協働の範囲」は、市民、市の活動のなかでどの部分が協働なのかということ整理したいと考えています。

4点目の「協働の形態」は、例えば市と各種団体が実行委員会を組織して事業を進めて行く形とか、市民の主体的な取組みに市が補助したり後援するようなものとか、色々考えられるのでそれらを整理したいと考えています。

5点目の「協働の主体と役割」は、市民の主体性とか、市は協働に必要な情報を提供するというような、それぞれの役割を整理したいと考えています。

6点目の「協働により期待される効果」は、公共サービスの向上とか市民が主体的に関わることで満足が高まるというようなことを整理したいと考えています。

7点目の「協働において重要な事項(原則)」は、例えば、目的をしっかりと共有するとか、対等の立場で合意形成していくというような互いに理解していくべきことを整理したいと考えています。

次に3の策定体制であります。1つは、庁内各部主管課課長補佐による市民参画協働推進職員チームにおいて、市民との協働指針の策定に係る基本事項を検討したいと考えています。また、公共的団体、学識経験者、公募委員による市民参画推進委員会において、市民との協働指針の策定に関し、専門的、総合的立場からのご意見をいただきたいと思いますと考えております。最終的には、市として経営会議において総合的に調整し指針にしたいと考えております。

最後に4の策定スケジュールであります。本日の委員会で諮問いたしましたが、今後、1月までの予定で事例研究によりまして、より良い協働のあり方、考え方についてご意見を出していただければと考えております。また、併行いたしまして、2月まで職員チームによる素案の検討を重ねてまいりたいと考えております。その後2月にこの推進委員会へ指針の素案を提示いたしまして、内容を審議いただき、3月に推進委員会から市長へ答申をいただければと考えております。

更に、パブコメにより市民から意見をいただき、成案にしたいと考えております。

以上が市民との協働指針の内容でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。今、指針を策定するに当たって事務局から趣旨、概要、体制、スケジュールの説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら出してい

ただきたいと思います。

秋山委員 資料1はどのようなプロセスを経て成文化し、委員会に提案されているのか、その経過をお聞きしたいと思います。

阿部課長 この協働指針の策定につきましては、当市民協働・男女参画推進課が委員会の事務局という立場でもあり、参画・協働を推進するという所掌事項もあることから、まずは、基本条例第14条の中で規定されている必要な措置を講ずるという規定がありますので、その部分でどういったことが必要か内部で検討しました。資料にも書いてございますとおり、まず、市民の皆さんと市が共通の考え方のもとに立って取り組んでいくことだろうということで指針を作り、それをお示ししたいという考えでございます。策定に当たりましては、市で素案を全て作り上げて、委員会で協議していただくことも一つの方法として考えられるかもしれませんが、やはり市民を代表する形で委員になっている皆様方ですので、まずは皆様方から、協働の事例をとおして、考えられること、あるいは重要なことなどの意見をいただきながら、それらを参考に庁内で組織している職員チームで素案の形を作り上げていきたいと思っております。その上で最終的に、この委員会で審議をいただき答申をいただきたいと考えております。当然、市民の皆さんからも意見を頂きながら形を作り上げていきたいということで、本日の委員会への諮問となったところでございます。

議長 今ご質問なされたことはこういう事ですか。

秋山委員 そういたしますと、これは主管課で考えられたものだということでございますね。

議長 そうですね。話を進める上で、いきなり「協働は」となると大変だということで、この後いろいろと変えながら、委員会の意見を盛り込んで作っていくことを前提に留意していただきましたので、あまり捉われることなく話をしていきたいと思っております。

秋山委員 今の点は了解いたしました。

市野川委員 3の(3)ですが、経営会議と出てきますが、これはどういうメンバーでどのような決定能力・権限があるのか伺いたいというのが一つと、2に戻りますが、「協働とは」などと順番に書いてありますが、これは一応、このような順番を考えている意味でしょうか。というのは最後の「協働により期待される効果」と「協働において重要な事項」という部分で、効果というのを「こういう効果をねらいとする」というのであれば一番最後に。重要な事項というのは各項目に全て共通することでしょうから、ここに持ってくるのはおかしい。どこか、もう少し前の方に分散して入れるとか、一つ前に入れるとかのほうが、常識的に考えていいのかなと感じます。最後にきて重要な事項というのは、改めて抜き書きして大事なことを強調したいがために最後に持って来たのかなと思いつつも、その根拠をお伺いしたいと、以上2点です。

阿部課長 まず、花巻市の経営会議のメンバーにつきまして、これは市政運営の重要事項につきまして協議するために設置しているものであります。そのメンバーは、市長、副市長、教育長、各部長及び教育委員会教育部長をもって組織しているものでございます。指針の構成につきましては、他の事例等も参考にしながら、こういった内容を盛り込みたいということで挙げたものでございますが、これはまったく固定したものではありません。いろいろと意見をいただきながら、これらについてもどういった組み立

てがいいのか整理して参りたいと思います。

市野川委員 パブコメにかけて意見を聴いて、その先はどんな見通しですか。いわゆる経営会議で市長判断ということになるのでしょうか、議会の全員協議会にかけるとか、議会にかけるとか、そして成案をみるとか、そういう段取りまで考えているのか、そのあたりの見通しをお願いします。

阿部課長 指針につきましては、議会の議決を経てということは考えておりません。あくまでも、この委員会がありますので、ここで調査・審議いただいて、且つ市民の意見も聴きながら、最終的に市の責任で指針という形にしてお示ししたいと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

瀬川委員 4番の策定スケジュールでございますが、11月から1月にかけて推進委員会による事例研究という内容になってございますけれども、何回ほど開催を予定なさっているかということと、事例研究はどのような手順でお示しになられるのかの2点をお願いします。

阿部課長 事例研究のスケジュールでございますが、本日の会議の中でも何点か事例を資料として出させていただいております。本日とその後、1月までの2回ぐらいを考えております。そこでどういったものを事例として研究していくかということについては、本日の会議の中でご意見を頂ければ、それらを参考にしながら事務局のほうから資料をお示ししたいと考えております。具体的に現時点でこれとこれ、というふうに決めているものではございません。

議 長 よろしいですか。ほかにご質問。先ほど申し上げましたように、構成についても、例えば新しい項目を入れたほうが良いなど、そういうのは多分、事例を研究するうちに出てくると思いますので、そういうのを踏まえながら、最後の成案に持っていければいいと思います。

それでは策定の概略についてはよろしいでしょうか。それでは次に、事例研究に入る前に協働のイメージについて、事務局で資料を用意いただきましたので、これを説明いただいてから、事例を見ていきたいと思います。事務局からお願いします。

阿部課長 資料2は協働イメージということで準備させていただきましたが、資料2の協働のイメージについて説明させていただきます。これは、今後、協働について検討いただくために、大まかなイメージとして整理したものであります。決して確定されたものではありませんので、検討の中で更に整理されれば良いのかなと考えています。

まず初めに、1の市民との協働ということですが、まちづくり基本条例第2条では協働の定義として「市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。」と説明してありますが、その中の市民と市の協働について整理して参りたいので、「市民及び市の執行機関が、公共的・公益的な共通の課題や目標に向けて、それぞれの役割と責務をもって、互いの特性を認識・尊重し合いながら、単独で活動するより高い効果をあげるために、協力し行動すること。」というふうに整理しております。

次に2の協働の必要性及び意義ですが、1つには市民ニーズの拡大に対応していくということで、少子高齢化や高度情報化など社会状況の変化によって、市民ニーズが拡大し、行政のみでは対応が難しくなっていることから市民と協力しながら進めるこ

とで、公共サービスを効果的、効率的に提供できるのではないかと、ということで整理しております。

2つめとしては、市民自らの住みよい地域づくりの意識の高まりということで、地方分権の進展に伴い、市民自らも主体的にまちづくりに参加し、住みよいまちにしたいという意識が高まりつつあり、地域の連帯感の醸成や市民主体のまちづくりにつながるのではないかと、ということで整理しております。

次に3の協働の範囲ですが、市民が取り組んでいる公共性や公益性のある活動と、行政が行っている施策や事業の目的や対象が一致している範囲のもの、ということでこのような図に整理したものです。

明確な線引きは難しい訳ですが、大きく五つに区分しております。左側から、市民が独自に活動を行うもので、地域の団体やNPOの活動などです。次が、市民の主導する取り組みに、行政が協力するもので、市民の主体的な取り組みに市が補助したり、後援の形を取るようなものです。次は、市民と行政が互いに特性を活かし、協力して取り組むもので、関係団体が実行委員会を組織し、協力しながら事業を実施するようなものです。次が、行政が主導する取り組みに、市民の協力を得るもので、課題を共有する団体への委託とか、市民による事業への協力などです。右側が行政が単独で活動を行うもので、各種許認可などです。この五つに区分した場合に、太い線で括った中の三つが市民と市の協働の範囲ということで整理しました。また、協働には、市民同士だったり、市民と市だったり、いろいろな形があると思います。両側に向けた大きな矢印の部分が、市民同士の協働も含めたあらゆる協働の範囲で、その下の少し小さな矢印の部分が、市民と市の協働の範囲として整理してあります。さらに自助、共助、公助の区分を下段のように整理したものです。

協働の捉え方は、他市の例を見ても色々ですから、冒頭でも触れましたとおり、これが固定されたものではなくて、あくまでもイメージとして見ていただき、参考にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。今、事務局から協働のイメージということで説明いただきましたが、説明に対する質問、あるいはプラスして、委員さん方がそれぞれ捉えられている協働のイメージ等もご紹介いただきながら、花巻市として「こんなイメージで取り組んでいこう」「取り組む上でこういうことは共通に理解していこうとか、指針の中には是非盛り込んでいこう」など、そういう形で活発なご意見をいただければと思います。それではご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

秋山委員

資料2の(2)の中の一番下から2つ目、冒頭に「当事者性・専門性を活かした」とありますが、「当事者性」という言葉の意味、語彙はどういうことでしょうか。これが一つです。それから3の協働の範囲の説明に「公共性や公益性のある活動」とありますが、これはどういう活動を指しているのか。例えば、実際にこういうのがあるというのであれば教えていただきたい。以上2点でございます。

阿部課長

「当事者性」ということですが、地域の課題、いろいろな課題があろうかと思いますが、その課題というのが、地域の方々にとっては正に当事者であったりする場合もあるだろうなということで、当事者、性とは付けておりますが、そういった地域の当事者の方々、あるいは専門的な知識を有しているの方々という意味で、こういった表現を使いました。それから「公共性や公益性のある活動」について具体的にということでございましたが、今後、事例研究の中でも説明して参りたいと思いますが、例えば、地域における防犯の活動、花巻では小学生の朝夕の通学に合わせて地域の方々が、防犯や交通安全の観点で街頭に出て活動しているといったようなものが公共的な

部分ということではなかろうかと考えております。細かい部分まで申し上げますと、いろいろな活動が実際にはあると思いますが、そういった所は今後資料でお示ししていきたいなと思っております。

議長 ありがとうございます。これから進めていく上で概念をどう捉えていくかということは大切な要素だと思いますので、秋山委員はよろしいですか。何か関連して他の委員さん方からございましたら。

市野川委員 関連があるかは分かりませんが、結局、この協働の案を作るということは至極当然なことなんですね。人口減の傾向にあって、市民税もその他の税金も入りにくくなってきて財政的にも逼迫してくる。であるから地域の力を借りて住民主体でいろんなことをやって貰いたい。市は知恵は出すけれども、財政的にはそれほど豊かではないので出せないから皆でやってください。そういう事を投げかける案なわけですね。これが小さな市役所構想が始まって、今は振興センター、コミュニティ会議もあるわけですが、そこで謳っていることと正に一致するわけですね。そこで振興センターは市民主導と言っているわけですが、それとの整合性、これがバックボーンとしてあるんだよ、だから市民は知恵や力を出し合って地域を守ってください。協働の精神でやってくださいという裏打ちをするための案だというふうに捉えていいんでしょうか。分かり難くて申し訳ありませんが、ご理解いただけるのであれば、そういう考えは間違っているというのであれば考え直しますが、根底はそういうことなんですか。どうですか。

議長 事務局とのやり取りだけになっておりますが、関連してほかの委員さん方からもお考えを出していただきたいと思えます。

市野川委員 一般市民からすれば、改めて文章化して残しておく必要が本当にあるのかと、何から何までこうやって文章化して、逆に言えば市民を締め付ける形というのはまずいんじゃないかという意見も出てきそうな感じがするので、そこを確認しておきたいなと思ひまして。どうぞほかの皆さんからも。

吉田委員 今の考え方ですけれど、小さな市役所構想から始まって、各地域に振興センターがあって、私もそこに所属したことがございますけれど、趣旨了承で皆さん色々な意見を出しているんですが、どちらかというと、予算の分捕り合戦のような時期があったんです。自分の地域の向上のためにやって欲しいだとか、いわゆる我田引水的な発言ですとか。そういうのを放置しておく、市としてやっている活動としてまずいのではないかと。それで、それを防止するためと言いますか、協働の指針を明確にしておかないと、色々な問題が起きてくるのではないかと、それを懸念した考え方が根底にあって、それでこういう指針を作ろうとしているんだろうなと私なりに解釈して望んでおりますけれども、ですから言葉の意味とかは知らないことが沢山ありますが、概ね良好で良くできているなと思って読ませていただきました。

山本委員 私も先ほど市野川委員さんと同じように、協働の意味といいますか趣旨は、公共サービスを住民と一緒にやるための確認事項という形で挙げているのかなと思ったのですが、ただ私は、やはり執行機関では、公共サービスは必ずやり、その上でもっときめ細かなところに配慮するために住民の声や住民の目が必要という考えで、そのような行政サービスの向上を図りましょうという位置付けではないのかと。財政が非常に厳しい状況だからそれを賄うのではなく、そういうことは当たり前で、それを踏まえ

た形でサービスをするのが行政であるので、履き違えないで、更に住民が参加し、そして細かなまちづくりをしていきたいと思いますという趣旨での訴えのほうが良いのではないかと私は思います。ですから、2番の(1)(2)矢印のように、このような事をすれば、このように発展していくとなっていますが、例えば(1)であれば、「市民と協力し公共サービスを担う」とか「きめ細かなサービスを・・・」とありますが、これは前提として当然あると、その中で住民が自分たちで気付いて、考えてできるところは行政にお願いして行政と協働すると、そのような形になるのではないかと思います。そして(2)にもやはり矢印があり、(2)の本文に意識の高まりとあるのですが、これは一番最後の効果であると思います。色々な活動を通して、このような気持ちが地域に根ざしていくのだらうと思います。ですから、まとまってはいないのですが、私の協働のテーマというのは、行政サービスがありきの上にあるものではないのかと思います。

議 長

ありがとうございます。私のテーマという言葉が出てきましたが、本当はそれぞれが今のように協働・参画を捉えて、テーマを皆さんと協議しながら極めていくという形になればいいと思います。今、地域の間関係の希薄化や高齢社会が進んで生きがいが見いだせないなど、いろいろな問題が出てきているが、何かをしてあげれば問題が解決するという考えから一歩抜け出し、サービスを受けるだけだった側も、自分の役割を見出し、自分にできることを堂々で行うことで、与えられたものではない自分で見つけた生きがいとなる。何かと一緒に取り組むことで、今までバラバラで遠慮していたものが「いい汗をかきましたね」など気持ちを共有しながら一緒にやるのはいいなと思える形を目指す上で、より高い効果を上げるためとか、それぞれの持ち味を活かしてということが生きてくるのではないかと思います。いかがでしょうか。捉え方によっては、今まで市でやってきたものがやりきれなくなったので、市民に投げたという要素も無きにしも非ずかもしれませんが、そこだけで捉えてしまうと、頼まれ仕事のような、嫌なものを押し付けられたような形になっていくので、そこを主体的に捉えて私たちはやりたいのだというのが、あちこちから出てくれば非常にいい形になるのではないかと思います。

藤井委員

今、誘い合いや結いの心が失われてきています。例えば、不幸にして火事になったとすれば、今までですとそのような場合、まず、男の方が水をかけ火を消す、女の方は炊き出しをするなど。野次馬は多いが、火を消すなど、そういうものは年々少なくなっておりますし、そうした中で犯罪なども増えてきている。そういう中で住民が協働参画することにより地域性が高まり地域が一つひとつ向上していくと思いますし、地域がまとまっていくと思います。皆で一緒にやろうとするのは非常にいい形であり、それが前提となると考えています。

市野川委員

一番最初に戻りますが、委員会を何回か開催して経営会議にかけて、それで出来上がりです。その後は印刷して棚に入れて終わりとならないようにするために、最初に聞きましたが、条例ではないので議会にかける必要はないけれども、議員さん方にもこの内容を広く、中身を深く知ってもらいたいです。住民の中に市議会議員さんは居るわけですから。そういう意味で、是非、全員協議会でもいいので、冊子にしたら、こういうのができましたと配って、住民をバックアップしてくださいというように、効果が上がるようなものであってもらいたい。印刷して終わりということにならないように、いろんな機関で協働の大切さを訴える際の根拠として、こういうものがあるということを知らしめていただければ効果が上がるのではないかと、努力が報われるのではないかとこの思いがあります。

議 長

今のようなお話をこの場でもっと膨らませたいと思うのですが、いわゆる私たちの委員会は、参画・協働を推進するという委員会なわけですが、推進に際し、委員会自体が参画・協働のこれは良いというような意義をそれぞれが感じながら進めていくということが欠かせないと思います。そういう意味で何人かの方々から、予算だとか行政の役割とかを踏まえた上で、それを捉え直して、花巻市民が小さい子からお年寄りまで生きいきと皆でまちづくりをしようとなるためには、こんな捉え方をもっと大事にしたいだとか、自分の活動でこういうことを感じているなどを出していただければと思いますが、いかがですか。皆さんが市民としていろいろな活動の場面で感じたことプラスイメージで。

吉田委員

この後の事例研究で出てくるのかもしれませんが、こういう指針を決めて具体的にどういう活動をしていくかというのが今おっしゃっていることだと思うのですが、具体的な活動の機関として、いま考えられるのは、こういうことの発想は元々市長の小さな市役所から始まっているのだらうと思いますけれど、コミュニティ会議がいろいろな地区にあり、その中にいろいろな委員会などがあり、そこで決めたものが限られた予算の中で具体化してきているわけですね。そういう形で、もう三年たったわけですが、ここで決めた指針のようなものをそういう組織に認識してもらい、この趣旨のもと、地域活動をやっていきましようというふうに進展していくのだらうと私なりに捉えているのですが、その中で声の大きい者が得をするというのではなく、住みよいまち、イーハトーブ花巻というような基本的な考え方に基づいて予算を使っていく。その時にこういう協働という考え方をもち、それをどう推進していくかということだらうなと思います。例えば文化都市はなまきといったときに、文化的な設備などが、他のまちに比べて本当に充実しているのかというような視点で見た場合に、どうも一部の人の楽しみのためだけに予算を使うわけにはいかないなど、なんとなく狭い考え方も具体的には出たりしているわけです。そうした場合に先ほど言った当事者性だけが前面に出てくるとまずいわけですよ。そういうものを具体化していくときに我々の委員会がどう判断し、どう判定していくかということが必要になってくると思っています。

議 長

事例が出てくれば具体的にお話しやすくなるということですので、この後に事例を見ていきたいと思えます。よろしいですか。今までのところで事務局からは何かありますか。

阿部課長

協働という言葉は新しい言葉、最近の言葉かもしれませんが、その進めようとしていることは決して新たなことを始めるということではなく、正に皆さんからお話がありましたとおり、いろんな形でこれまでも市民の皆さんが一生懸命取り組んできていることはあるのだらうと思います。そういった部分を市民の皆さんの自主性とか自立性を尊重しながらということで、これはまちづくり基本条例の第14条にも謳ってございます。それを尊重しながら進めると、これは正に原則であらうと思います。そうした上で、行政だけで進めていくということではなく、やはりそこに暮らす市民の皆さんが、自分のこととして、いちばん、当然分かるのだらうということで、そういった方々の声や行動をそこにミックスしながら、進めていくことによってより良い行政サービスといったものが効率的・効果的に成されていくのではないかと思います。そうしたことによって或いは財政面でも効率的な運営がなされ、それにより別のサービスに、もしかしたらお金が回せるのではないかと、そんな形も出てくるのではないかと思います。ですから、協働に関しては、こうしなければならぬとか、こういう

ものだということではなく、いろんな形があろうかと思しますので、その辺を事例研究を交えながら、皆さんからいろんなご意見をいただければ、それらを整理して参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。事例研究に関する資料も用意していただきましたが、参画にしても、協働にしても全く新しいものがゼロから始まるということではなく、今まで取り組まれているものを参画・協働の視点で見直した時に、行政だけ、市民だけではなく、一緒にやることによりこういった効果があるとか、更にこういった価値が高まるなど、そういったものを見出して、より良いものをより良い形にしていくというように進めれば、参画・協働を出してきている市と受ける側は、もっと内容を豊かに、喜びをもって進められると思います。そういう意味で、三つの事例を用意していただきましたので、時間を見ながら協働の視点で見たいと思います。最初に協働の形態が共催となっておりますが、「市民総参加早朝一斉清掃」を見ていきたいと思ひます。次に行政主導になると思ひますが「橋守」、橋の点検の事業。それから委託事業である「湯のまちホット交流サービス事業」と見たいと思ひます。まずは現状を理解し、その後でそこから何か課題を見いだせれば、その課題をどういう形で改善できるのかを協働の視点で検討していただくというふうに進めて参りたいと思ひます。それでは最初に「市民総参加早朝一斉清掃」について、事務局から簡単に説明願ひます。

(事務局より説明)

議 長

ありがとうございます。これは、どなたも心当たりのある事業だと思ひますが、今ご説明いただいたことを踏まえて、例えばこの事業を協働の視点で見た場合にこんな良いところがあるとか、今この事業を進めるに当たってこんなところが課題になっているとか、その課題を改善するにはこういうところを活動の中に付け加えたいなど、具体的にご意見を出していただければと思ひます。いかがでしょうか。

浅沼委員

いま市民総参加一斉清掃の事例が出ましたが、協働・参画的に推し進められているのは社会福祉協議会やら交通安全協議会などがあり、皆さんもそれぞれ活動されていると思ひます。大きな事例から言いますと、いま盛んに進められております、自主防災組織。皆さんの身近なことが大きな事例と思っておりますが、資源ごみのリサイクル活動。これは実施後に市のほうから交付金を頂戴している。それから、交通事故防止に関しては交通安全協会等と地元の活動。それから、身近なところでは除雪。市道が整備されているところは除雪車により除雪を行っているところですけども、一人暮らしの高齢者世帯も多くなり市道に出るまでの進入路の除雪などは、近くの方が自分の所が終わったら手伝ってあげたり、除雪認定されていない道路については近くの方で機械を持っている方、あるいは自治会が取り持って行っているなど、地域によって様々な活動をされているかと思ひます。ほかには路肩除草などの膨大な市道管理ですね。大きなところは業者さんの請け負いでやっているところがあるかと思ひますが、東和町ですが、我々のところでは公民館単位で自分たちで草刈りを行って、市から交付金をいただいている。そのように色々な事例がありますが、問題の一つは、我々のところは農村地帯ですので高齢化が進んでおり、協力を願っても出てくれる家庭が少なくなってきました。路肩除草にしても、危なくて機械の利用していただきたくないような方が多くなってきており、なかなか思うように地域全体でというふうにはいかなくなってきていると捉えております。今後はそのように進んでいくのではないかなと。ですから、色々な市からの要請もありますが、自主防災にしても何にしても、主力で地域のリーダーとして活動できる方が少なくなってきたということが問題

であると思っています。花巻も合併し広くなっており、市の中心部と農村など地域によって課題や問題も様々違ってきていると思います。そのあたりでいろんな取り組み方の違いによる差が出てきていると思いますので、協働参画、市との協働というのは非常に大きなもので、身近なものではありますが、かなり難しいものであると私は認識しております。

議 長

ありがとうございます。この後、次回、その次と事例研究の機会がありますので、今日は三つ挙げておりますが、いま出された除雪の問題など、課題も実感できるかと思いますが、そういうことも含めどう推進していくかを協議いただければ、かなり具体的な話になると思います。とりあえず今日は一斉清掃に絞り協議をいただき、最後に次の会議の事例の一つに除雪を取り上げましょうというふうに繋いでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

平賀委員

清掃については、歴史もあり、私たちも市と協働しているなどとは全く考える事もなく、ごく当たり前に行っている事業の一つかなと思っています。今一番いいなと思っているのは、地域の小学生や中学生を親たちが連れ出しゴミを拾うようになったんです。あるいは、草刈り機がある男性たちは草を刈ってくださいとか、女性たちは草むしりをしたりゴミを拾ってくださいなど、太田の場合は年代層に分けて指示が出るので、すごく参加しやすいと言った方がいいのかもしれませんが、子供たちも出てきて地域ぐるみの良い事業として定着しているのではないかと感じておりました。ただ、改めて「ああ、そうか、これは協働だったんだ」って聞かせてもらっていたところです。先ほど浅沼さんも言ったように一つだけ気になることは、やはり農村部ですからひとり暮らしのお年寄り、あるいは高齢者世帯が目立ってきました。どうするんだろうと思っておりましたら、その人たちは「申し訳ないね。腰が痛いし出れないんだよ」と言うと、地域の人たちが「いいよ。若い人たちがまだいるから。無理しないで見ていてくれればいいから」と言って、無理に出なければというふうにはならないし、本当に周りの人たちが「ほかの事で協力してもらおうから、今はいいよ」と言って、今はやっています。半数以上高齢者と一人暮らしになった時は話が別になるのかなとったりしていますけれど、現状としては花巻市でやっている、衛生組合と市との一斉清掃というのはすごく定着していて、いい意味の協働というものができていると思っています。

議 長

ありがとうございます。我々が推進を考えた時に、今お話があったようにかなり地域に定着してきていて、改めて協働とも参画とも考えなかったということですが、結局この運動をみんなに広めていこうとする時には、「ああ、そういう事だったのか」という心当たりを市民が確認できれば「それならここはこうしよう」とか「あちらの事業にはこんな事が活かそう」などと広がっていくのではないかと感じて伺いました。

秋山委員

私自身は目の前に桜町一丁目公園があり、管理責任者も長年やって参りましたが、一斉清掃には地域の方が子供さんを含め、全世帯参加するのが当たり前になってきていますし、それが、先ほど平賀委員が言ったように当り前になっている。これが市民参画の形であると。ただ、それが協働ということにどう結びついているのか、花巻市がどう関わっているのか、あるいは行政サービスのどういうものがこれに関わっているのかということが具体的に知られていないというのが実態です。したがって、協働という言葉自体は協力して働くという造語ですから、なかなかピンと来ないという面がありますので、こういう事が協働なんだという理解を深める、入れるという点が大事になってきているのではないかと、実際の面から感じます。

市野川委員

この一斉清掃については、確かにこの協働という言葉にぴったりの事業でいいんです。協調することもいいんですけれども、私は逆の面もあると思います。例えば、農村部で水田耕作が始まる時期になると農業用水路の清掃をするわけですね。この日出てください。朝何時に集合と。そこで出られない方は2千円ですよと負担金を出してもらいます。それは自分たちの受益者負担なのでいいんだと思います。ところが都市部の中の道路清掃とか、公園整備などになると行政区によっては、協力金として5百円頂きますというような事をやっている。これは私の聞き違いかもしれませんが、そういう行政区もあると聞いているんですよ。そうなりますと、自主的に自分たちが住んでいるところを綺麗にしようという思いと相反することなんです。そして、参加しなければ、あの家は出ないということで村八分的な働きかけをされるというようなことで、いま平賀委員さんが言ったように出ようにも出られないような一人暮らし高齢者、超高齢者、高齢者世帯がどんどん増えてきています。そういう方については民生委員が「こういう事情なのでこの方は出られない」など、ひとこと住民に言っていただければいいんだけど、それが伝わらないと「あの人は健康そうだし、若そうなのに出来来ない。それならあの人は何かから外そう」と。古い町ほどこのような雰囲気や要素がある。こういうことを踏まえると、私はあまりこれを協働のテーマとして、良い材料だとして協調しない方がいいと思います。緩やかに、一斉清掃は自主的に行う事業なんですよ。参加できる人は参加してください。どうしても参加できない方は参加しなくていいですよという、緩やかな対応の仕方をしていただきたいと思います。是非、行政側も住民の側の町内会長などもそういう考え方でやっていただきたいと思います。私は民生委員をしているもので、そういう事例を知っております。「あそこの家は出来来ない。サボっている。早起きできないから掃除に出来来ない」というような言い方をする方も中には居るんですよ。ですから、こうならないように緩やかにやっていただきたいなと思います。

瀬川委員

関連してですが、私も一斉清掃をやらせていただいておりますが、その中で少し感じる事がございます。私は諏訪町に住まいしておりますが、昔から住んでいらっしゃる一戸建ての皆さんは参加するのですが、アパートの方々は参加してこない。アパートの人たちは市民税を払っているのかどうか分かりませんが、そういう中で地域住民は不公平感を募らせているということがあるのではないかなど。町場は町場でも状況に応じていろいろあるかとは思いますが、人口が極端に少ない地域もあるんですよ。そういう中で協働という活動をする場合に、その範囲なり、参加していただく人、そういうふうなものをどのように捉えていくかということをして是非議論していただいて、協働の活動を進めて貰えればと思います。

吉田委員

今のお話に関係すると思いますが、私は組織についてかねがね疑問に思っております。今、市当局から説明がありまして、この事業については、形態として市と衛生組合の共催であると。そして、市が窓口になっているのは区長さん。行政区として区長さんがいて、そのほかに町内会があります。それで町内会と行政区が一致しているところは、ほとんど問題がないわけですが、市全体から見ると必ずしも一致していない。一つの行政区の中に町内会が三つも四つもあるとか、あるいは逆の場合があるなど、そういう事があるらしく、先ほど市のほうでは事業を実施したことについての報告は区長を通じて貰っているという説明があったのですが、全部は分かりませんが、私が知っている範囲で言えば、行政区長は形式的な報告があるのかもしれませんが、実際は町内会が実施していて、町内会の組織の中の環境衛生を担当する部署のトップを衛生組合の組合長にして、声かけ等も全て町内会で実施しています。そういう時は行政

区はほとんど表に出て来ないのが実態なわけです。ですから、私の意見としては、行政区長制度と町内会の制度、これが全く無関係な組織であることは分かるのですが、今度の振興センターとかコミュニティ会議組織というものに両方の組織が関係していますので、そのあたりの組織の統一といいますか見直しが必要なのではないかと思えます。今、瀬川さんがおっしゃったように、全然出て来ない方やアパートの方をどうするか、田舎のほうで出ない人は二千円負担しろ、五百円負担しろということがあるとなれば、そういったことの指導や統率は誰がやるのか。地方のほうは行政区長さんがやっているのかも知れませんが、町場のほうは行政区長ではなく町内会長がやっているのです。だから、一斉清掃だけではないと思いますが、我々の発言する分野なのか分かりませんが、行政区長制度だとか町内会制度、あるいはまちづくりの組織なのか、そのあたりも一緒に見直しをかけながら統率をしていかなければいけないのかなと私は思います。

佐藤委員

私は大町で仕事をしておりまして、住まいは高木の堰袋というところなのですが、一斉清掃には毎年参加しておりますけれど、市から「一斉清掃があります。参加してください」ということではなく、先ほどお話があったように、町内会なり自治会が「何月何日に一斉清掃を行いますので、出て来てください」ということで皆さん協力してやっているわけで、市から言われたから参加するのではなく、やはり自分たちの町は自分たちで綺麗にしましょうというのが基本になって、皆さんが参加し協力していると思います。それが基本だと思えますので、アパートの住民が最近参加しなくなったというのは地域のコミュニティのあり方が疎遠になってきているというのが一つの問題ではないかと思えます。町内会なり自治会がきちっとしていれば不参加者も少ないんでしょうし、そのあたりのコミュニティのあり方が問われているんだろうと思えます。自分たちの地域を綺麗にしましょうということが基本にあるわけですから、ここにありますように、住みよい地域にしたいという意識の高まりとか地域の連帯感、それから市民主体のまちづくりに非常に繋がるような活動ではないかと思っております。協働の成果の中に大幅なコストの削減に繋がるとありますが、これは行政からの見かただと思えますが、我々住民からすれば自分の地域を綺麗にしましょうということが成果の一つだろうと思えますので、協働の良い事例だと思えますし、それが自然に行われている事が良いのではないかと思っております。

荒川委員

富士大学の学生ですが、自分も住んでいるところが諏訪なんです。諏訪にあるアパートの住人はほとんど富士大生なんです。それで、富士大学の友達に「昨日、掃除をしたんだけど、知らなかった」と聞くと、ほとんど「知らなかった」という答えが帰ってくるんです。それで、アパートに居る人が出て来られないというのは、学生で、外の地域から来ていて、知らなかったというのがあると思えます。そういう時は、学校側に、こういうものを市で行うので、出ませんかというのを案内していただくと、学校側にでもそういう事を知って、学生に呼び掛けられると思うし、そうして参加することで、別の地域から来た学生と地域の人が交流の場を持つことができると思うし、もっといろんな地域から来た学生に花巻市の良さを知ってもらえるのではないかなと思うので、こういう掃除などは富士大学にもお知らせしてくれるといいと思えます。

議 長

今、一斉清掃を事例として取り上げて、まずは現状認識を出していただきましたが、それ以外に、地域によって事情がある場合など、例えば、草刈り機械もなく日常生活をしている地域もあるし、あるいは今、話題となったアパート住まいの人が多地域、あるいは高齢化でなかなか一斉に出ることもできないとか、あまりにもそうしなければならぬというのが強すぎて、参加できずに出にくくなるとか、いろいろな課題が

見えてくるわけです。それでこれを、やっぱり協働して良かったという方向にしていくためにはどうしていくのか。そういう中で、今、学校を通して情報を流していけば学生も動きやすくなると出てきましたが、こういう形で、いま当り前のように行われているものをもう1回見直しながら、協働ということへ更に付加価値を付けるとか、あるいは更にみんなが気持ちよく参加できるとか、そのためにはどうするかという部分のポイントを確認していければいいと思います。そこで、すみませんがもう少し先に進んで、ほかの事例も見ながら、次回以降のものも含め、何かにまとめていければと思います。それでは事例の二つ目、「橋守事業」について簡単にご説明ください。

(事務局より説明)

議長 ありがとうございます。これはなかなか目につかないというか、関心があり申し込んでいる方は分かっているのかもしれませんが、私もこういうものがあるということを知りませんでした。今のご説明を聴いてご質問等ありましたらお願いいたします。

浅沼委員 この点検は専門的な知識は必要なくて、外見の点検ですか。

事務局(中村主任主査兼係長) 以下中村主任主査 まず、10名のボランティアがおられますが、いわゆる土木関係の経験をされている方が7名、まったく関係していない方が3名おるようです。ですから、当初に基礎的な講習を受けて、実際にどういった部分をやるのかといいますと、目視と写真撮影、あとは若干スケール等をあてたりということはあるかと思いますが、あまり専門的な知識や技術がなくてもできる範囲のものをお願いしているということです。

議長 関連してですが、ボランティアを頼んで実施する分と、専門的な点検をする分を組み合わせて実施しているのですか。

中村主任主査 花巻には1050の橋梁がありますが、橋守の市民ボランティアをお願いする分は、先ほどの説明のとおり2m以上15m未満の比較的小さいもので、複雑な構造ではないものをお願いしておりますので、それ以外の15mを超えるもの、100mを超えるものには市職員なりがやっているということです。

浅沼委員 21年から始まったものですが、具体的な事例はありますか。

中村主任主査 具体的な橋梁のこの部分に修繕が必要なものがあつたとか、そういったものは、すみませんが把握しておりませんが、そういったものもあろうかとは思いますが。

市野川委員 ボランティアと言っても、弁償費は1日につきいくらかというふうに出しているんですよね。市の規定に従って。無償ボランティアではないですよね。

中村主任主査 報酬的なもの謝礼的なものはないです。いわゆる交通費を年に1万円ほどお支払いしているということです。

議長 内容的にはすごくいいですね。普段通っている人の目で見るとか。私も通勤していた頃に橋げたの異常を見つけ市に連絡したところ、すぐに対応してもらった経験がありますので。

中村主任主査 基本的には地域の橋を見ていただく。普段、生活の範囲にある橋を見ていただける

と一番いいことだろうとは思いますが、募集なものですから、若干地域のバランスがあまり良い感じではないようですけれども、行ったり来たりしながらやっていただいているということです。

秋山委員 橋守事業は今後、内容的にボランティアを増やしたり、拡大・充実させていくというようなお考えはあるんですか。

中村主任主査 今10名の定員のところに10名いらっしやいまして、担当課にそのあたりも確認したんですが、いまのところ増やす予定はないということです。

市野川委員 地域のもは地域で守ろうということなのだから、花巻の7名も多いと言えば多いし、少ないと言えば少ないが、大迫あたりにも声掛けし、バランスを取ってやられたほうが良い。

議 長 ほかに何かございませんか。これを活かすと橋だけではなく何かできそうですね。

浅沼委員 この橋というのは国土交通省の管理するものまでですか。

中村主任主査 市が管理するものだけです。

議 長 願わくば、これは市だ、これは国ではなく、実施する方はそれでいいのかもしれませんが、市民の立場からすれば、国管理の情報もあげてくださいという形で進めていけばなおいいのではないかと思います。ほかになければ三つ目に参ります。「湯のまちホット交流サービス事業」お願いします。

(事務局より説明)

議 長 ありがとうございます。これは今年始まった事業ということですが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

平賀委員 期間が1年間となっていますが、1年間だけの事業ですか。

中村主任主査 そういうことではなく、事業年度で記入しているという意味です。

平賀委員 私は、残念ながら行ったことはございませんが、近所の高齢者の方々がすごく喜んで、稲刈りが終わったら、あちこちの老人クラブの皆さんがグループで行っているという楽しいお話を聞かせていただいているので、1年で終わってしまうのかしらと思ったものですから質問させていただきました。できれば老人福祉センターがなくなった代わりに続けていけたらいいなという希望を持っています。

藤井委員 この事業のお陰で老人クラブは大いに助かっております。特に老人福祉センターが老朽化してなくなったのですが、大きな事業では総会や勉強会などで利用したり、歩け歩け運動として大沢から老人センターまでの2キロ歩き、老人センターでお風呂に入り解散という形でやっておりましたが、今回はバスでの送迎で花巻温泉を利用したりして、皆さんからも好評をいただいておりますし、今までであれば同じ所でしたが

新しいところを利用できました。そのほか単位クラブでも利用しており、あまり利用が多くなればよいなど市でも心配しておりました。大いに助かっております。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

秋山委員 老人福祉センターの関係ですが、ここはシルバー人材センターで指定管理しております、私もシルバー人材センターの理事をしており無くなったことで、だいぶ影響を受けておりますが、比較になるかどうか、範囲が違いますのでどうか分かりませんが、直近の老人福祉センターの利用状況とその後、湯のまちホット交流サービス事業を始めた後の利用状況をもし比較できるのであれば、こういう状況ですよという程度で結構ですので教えていただきたいし、費用対効果はこの時点でどうなのかも教えていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。事務局のほうで資料がございますか。

中村主任主査 すみません。費用対効果に関しては事務局では持ち合わせていません。利用についても、老人福祉センターの利用者の数字はあるようなんですが、入浴した方が何人というのは記録はないようですので、単純に比較はできないかなと思っておりました。数字の比較は難しい状況です。

議長 ありがとうございます。だいぶ時間がなくなって参りましたが、ほかに。

瀬川委員 温泉事業者はどのようなお考えなのかということ。市と利用者のほうは概ね内容的には了解していいものだと思っておりますけれども、やはりこの事業を継続するためには温泉事業者の協力がないと上手くいかないと思いますが、半年経過した中で温泉事業者はどんな感想を持っているのでしょうか。

中村主任主査 すみません。温泉事業者さんからの評価というのは、まだ私どもで把握しておりません。制度といたしましては、温泉事業者さんが混雑しない平日の時間帯ということで始めておりますので、15箇所のご登録をいただいているところを見ますと、担当課ではない私が言うのもなんですが、ある程度メリットも感じていらっしゃるのではないかというふうには思っております。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。先ほど藤井委員のお話を伺いまして、このような事業と自分たちの歩け歩けと組み合わせて、一つの事業をそれだけで終わらせず、いかに付加価値を高めるかという発想で取り組まれているというのが、すごく大事なことだなと感じながら伺ったのですが、おそらく、参画・協働ということを進めて行けば、正に市で最小限やることをいかに拡げて、内容を豊かなものにするかということが、私たちが推進していく上で、大きなポイントになるのではないかなと思って伺いました。是非、この後の事例もそういう形で新しい発想なり、視点なり、新しい価値なりが出てくるように進めて行ければよいと思います。それで、次回になりますが、今日の事例の様式の中に、事例の課題をメモする欄やその後整理していただく欄、それから、その課題をより良い形で改善していくためのアイデアを入れる部分があれば、この後進める際の方向性も明確になってくると思いますので、手数をおかけしますが、事務局でそのあたりのご配慮をお願いします。それから、先ほど浅沼委員から一斉清掃と絡めて、同じような事例でこんなものもありますと、こんな課題も出てきていますというお話がありましたが、次回このことも是非、事例に入れまし

ようという強い希望がありましたら、いま挙げていただいて、次の資料を作っていたらいいなと思っておりましたが、特に除雪のことは是非入れたいと思いますがいかがですか。

(異議の声はなし)

そのほかに事例のご要望はありませんか。

市野川委員 自主防災の話がでましたが、作れという事で私の町内でも作り認可も受けました。計画書も作れということで、計画書も出しましたら市長名で文書が来ましたが、これから先どうすればいいか。作ったことはいいが、今後、財源的にはどうなるのか、コミュニティ会議との関わりをどうしていけばいいのか、私も町内会長をしているもので悩んでいます。正に協働の良いテーマだと思いますので、いつか、次回でなくてもいいですので取り上げてもらえればという希望です。

議長 今日のお話でもありましたが、参画協働を進めていくときに、市全体を一律の同じ形で進めていくというのは、なかなかできないと思います。やはり地域の実態ですとか、いろいろの条件があると思いますので、そういうことを踏まえて、委員の皆さんも協働の視点から地域や団体の活動などを見ていただいて、次回の会議以降にご提供いただければと思います。それでは時間も無くなって参りましたので、本日の協働のあり方の部分はこれで閉じたいと思います。もう一つの市民参画の評価について、資料がありますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

阿部課長 それでは資料3のご説明をさせていただきます。市民参画の対象につきましては、事前に対象、方法、時期などを評価した上で市民に公表することとしており、先の7月の委員会の際に、今年度の市民参画について事前評価していただきましたが、年間の予定を取りまとめた段階で、まだ方針が定まっていなかったり法律等の改正に対応しなければならないということで、その後新たな事案が生じて参りました。ガイドラインにはそのような細部まで定めてございませんでしたので、新たに条例の制定・改廃の必要が生じたものについては、職員チームにおいてガイドラインに沿っているかという確認をしました。今回、市民参画の対象となるものはございませんでしたので、様式2号の市民参画計画書はございませんが、制定・改廃の必要がある条例について、資料3のとおり一覧の形でお示ししてございますので、説明させていただきます。

(事務局より説明)

議長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。

(特になし)

それでは大変申し訳ございません。時間を延長してしまいましたが、特になしということで本日の協議は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

16 : 10分終了